

ぐんまネイチャーポジティブ推進プラットフォーム設置規約

（プラットフォームの目的）

第1条 ぐんまネイチャーポジティブ推進プラットフォーム（以下「GNPプラットフォーム」という。）は、2030年のネイチャーポジティブ（以下「NP」という。）実現に向け、企業・団体・機関・自治体（以下「企業等」という。）間の協業を促進することで、群馬県内に、自社の価値創造プロセスに自然の保全の概念を重要課題（マテリアリティ）として位置付けた経営を行う企業（以下「NP経営企業」という。）が集積する「群馬県版NP経営エコシステム」を形成することを目的とする。

（規約の適用）

第2条 本規約は、GNPプラットフォームの活動（第5条に定義）、GNPプラットフォームメンバー（第4条に定義）間及びGNPプラットフォームメンバーとGNPプラットフォーム運営者（第3条に定義）との関係の一切に適用される。

（GNPプラットフォームの運営）

第3条 GNPプラットフォームの運営は、群馬県環境森林部自然環境課及び群馬県から委託を受けた事業者（以下「PF運営者」という。）が担当する。

（GNPプラットフォームメンバー）

第4条 GNPプラットフォームメンバーは、「企業メンバー」及び「企業以外のメンバー」に分類され、この2分類のメンバーを総称してGNPプラットフォームメンバーとする。

2 「企業メンバー」は、次の各号のメンバー要件に適合する企業で、本規約に同意した上、所定の申請書をPF運営者に提出し、PF運営者が参加を認めた企業とする。

（1）以下のいずれかの事項に取り組むこと。

- ・生物多様性及び自然資本に配慮した経営、事業展開を目指す。
- ・NPの実現に向けて、企業等間での協業を図る。
- ・NP経営への移行を目指す。

（2）GNPプラットフォームメンバー間での担当者の連絡先の共有に同意すること。

（3）GNPプラットフォーム参加によって知り得た情報について、情報提供者の許可なく発表、公開、漏洩しないことに同意すること。

3 「企業以外のメンバー」は、次の各号のメンバー要件に適合する団体、機関、自治体等（以下「団体等」という。）で、本規約に同意した上、所定の申請書をPF運営者に提出し、PF運営者が参加を認めた団体等とする。

（1）以下のいずれかの事項に取り組むこと。

・地域ぐるみでのNP実現に向けた活動の実施体制構築を図る。

・企業メンバーとNP関連事業の協業を図る。

（2）GNPプラットフォームメンバー間での担当者の連絡先の共有に同意すること。

（3）GNPプラットフォーム参加によって知り得た情報について、情報提供者の許可なく発表、公開、漏洩しないことに同意すること。

（GNPプラットフォームの活動）

第5条 GNPプラットフォームは、2030年のNP実現及び「ぐんまネイチャーポジティブ宣言」に掲げた目標、又はこれらに係る課題解決に向けて取り組む。

2 前項を進めるため、PF運営者は、NP経営移行やNP関連事業の協業を支援するワークショップ、セミナー、ピッチ等（以下「ワークショップ等」という。）を開催する。

3 PF運営者は、GNPプラットフォームメンバーの紹介、NPに関する最新の関連動向や好事例などの情報提供、GNPプラットフォームメンバー間の事業マッチングの実施などについて、群馬県ホームページ内「ぐんまネイチャーポジティブ推進プラットフォームサイト」（以下「GNPプラットフォームサイト」という。）を通じて情報発信を行う。

4 GNPプラットフォームメンバーは、ワークショップ等での情報提供やGNPプラットフォームサイトでの情報発信について、可能な限りPF運営者に協力する。

5 GNPプラットフォームの活動については、PF運営者により見直しを行う可能性がある。

（権利の帰属）

第6条 GNPプラットフォームメンバーの情報発信に関して、GNPプラットフォームメンバーから提出された資料等の著作権については、提出者に属するものとする。ただし、GNPプラットフォームサイトにおいて公開された情報については、群馬県ホームページの著作権に関する規定に則り、原則として二次利用を許諾されたものとして扱う。

2 GNPプラットフォームサイトにおいて公開するGNPプラットフォームメンバーが著作権を有する資料等のうち、二次利用を許諾しないものについてはGNPプラットフォームメンバーからPF運営者に申請し、PF運営者が認めたものについては二次利用を許諾し

ない掲載物としてGNPプラットフォームサイトに掲載する。

- 3 PF運営者からGNPプラットフォームメンバーに提供された資料等の情報については、第三者が権利を有するものを除き、PF運営者に属し、GNPプラットフォームメンバーは社内利用（連結の子会社も含む）に限り非独占的使用権を許諾されるものとする。

（秘密の保持）

第7条 GNPプラットフォームへの参加によって、他者から秘密情報として指定された情報を得た場合は、自社の規定及び法令に沿って秘密の保持を行う。

（担当者・参加者）

第8条 GNPプラットフォームメンバーは、PF運営者の定める方法により当該メンバーにおける担当者を届け出る。

- 2 GNPプラットフォーム活動に関する参加者の資格は、メンバーである法人の役員又は職員である者に限るものとする。ただし、担当者から第三者の参加について申出があつて、PF運営者が認めた場合はこの限りではない。

- 3 GNPプラットフォームに関する参加者の行動については、所属するメンバーである法人が一切の責任を負うものとする。

（変更の届出）

第9条 GNPプラットフォームメンバーは、PF運営者に届け出た法人名や担当者等の登録情報に変更が生じた場合、速やかにPF運営者に届け出るものとする。

（費用負担）

第10条 GNPプラットフォームへの参加に関わる費用は、無料とする。

- 2 GNPプラットフォームメンバーのGNPプラットフォームに関する活動内容の実施に要する交通費等の一切の実費は、メンバーが負担するものとする。

（免責）

第11条 GNPプラットフォームメンバーは、当該メンバー自らの活動内容の実施についての行為とその結果について一切の責任を負うものとし、PF運営者に活動内容の完全性、正確性、適用性、有用性等に関し何らの保証も求めない。

- 2 GNPプラットフォームメンバーは、当該メンバー自らの活動内容の実施に伴い、自己

の責めに帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合又は第三者から損害賠償などの請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。

(GNPプラットフォームメンバー資格の取消し)

第12条 GNPプラットフォームメンバーが次の各号のいずれかに該当する場合は、PF運営者は催告なくGNPプラットフォームメンバーとしての資格を取り消すことができる。

- (1) PF運営者や他のメンバーに対して虚偽の事実を申告した場合。
- (2) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、特別調停その他倒産関連処方に基づく申立てを受け、又は自ら申立てた場合。若しくは、私的整理を開始した場合。
- (3) GNPプラットフォームやその活動内容の名誉、又は信用を著しく損なう行為があったと認められる場合。
- (4) 本規約の重大な違反行為があった場合。
- (5) その他、PF運営者がメンバーとして適当でないと判断した場合。

(暴力団排除条項)

第12条の2 GNPプラットフォームメンバーは、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団等、又はその他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して暴力団員等と知りながら資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 GNPプラットフォームメンバーは、第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。

3 PF運営者は、GNPプラットフォームメンバーが前各項に違反し、又は第1項の規定に基づく表明および確約に関して虚偽の申告をしたことが判明するなど、GNPプラットフォームメンバーとして不適切である場合、何らの催告なしに直ちにGNPプラットフォームメンバーの資格を取り消すことができる。

4 PF運営者は、前項の規定によりGNPプラットフォームメンバー資格を取り消した場合、相手方に損害が生じても、何らこれを賠償又は補償することを要しないものとする。

(脱退)

第13条 GNPプラットフォームメンバーは、PF運営者に脱退を申出てPF運営者から認められた場合、プラットフォームから脱退することができる。

(規約の変更)

第14条 PF運営者は、GNPプラットフォームの運営上必要が生じた場合、予告なく本規約を変更することができる。

2 PF運営者は、規約を変更した場合、GNPプラットフォームメンバーに速やかに周知する。

(準拠法、合意管轄)

第15条 活動内容に関する準拠法は日本法とする。

2 活動内容に関するGNPプラットフォームメンバーとPF運営者との間の争いについては、前橋地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(信義誠実)

第16条 本規約に定めのない事項又は本規約の条項の解釈に疑義が生じた場合は、GNPプラットフォームメンバー、PF運営者共に誠意をもって協議し、信義に則して解決する。

附則

本規約は令和7年4月25日に制定され、同日から実施する。